糸満市下水道事業 障害者活躍推進計画	
●機 関 名	糸満市下水道事業
●任命権者	糸満市長 當銘 真栄
●計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
● 糸満市下水道事業における障害者雇用に関する課題	糸満市下水道事業においては、職員総数が9名で、うち市長部局からの 出向職員が6名(うち短時間再雇用職員1名)、会計年度任用職員3 名の小規模な組織で、障害者に限定した募集・採用は行っておらず、特段 な体制整備はとっていない。
●目 標	
1.採用に関する目標	国及び地方公共団体の障害者雇用率2.8%では1名未満となっており 雇用義務はないが、希望者があれば計画期間内に障害者1名の配置を 目指す。
2.定着に関する目標	以下に掲げる取組内容を通じて定着を促進する。
●取組内容	
	(1)障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
1.障害者の活躍を推進する 体制整備	(2)障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行で きる職務の選定及び創出について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1)職務環境 相談窓口の設置や人事評価面談の際に必要な配慮等の有無を把握し、それを踏まえた検討を行い継続的に勤務できるよう措置を講じる。 (2)募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることや介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入を実施する。 (3)働き方年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 (4)キャリア形成本人の希望等を踏まえつつ、各種研修への参加を推進し計画的にキャリア形成を図る。
4.その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援や配慮に努める。